

令和3年5月13日

令和2年度中にしみずざか子ども園を  
利用していた保護者各位

しみずざか子ども園  
園長 石井 博

### 令和2年度中における施設型給付費等の法定代理受領のお知らせ

平素より、しみずざか子ども園の運営に関し、ご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成27年4月から新しい子ども・子育て支援の制度が始まり、就学前の教育・保育を保障するため、認定子ども園、保育所、幼稚園といった施設等を利用した場合に、共通の仕組みで給付（「施設型給付費等」といいます。）を受けられる制度が創設されました。

この給付の制度は、個人への給付としての性質を有するものですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、お住まいの市町村から利用する施設等に対して直接支払が行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます。）。

この施設型給付費等を法定代理受領により施設等が受領したときは、施設等はその額について各保護者の皆さんにお知らせしなければならないこととなっています。

つきましては、令和2年度にしみずざか子ども園が提供した教育・保育等に要した費用について法定代理受領した『施設型給付費等の額』は、認定区分、保育必要量、お子さんの年齢、施設の所在する地域等を勘案して算定される教育・保育等に通常要する費用の額を勘案して国が定める基準により算定した費用の額である『公定価格』<sup>(※1)</sup>から、保護者の皆さんに各月お支払いいただいた『利用者負担額（保育料）』を差し引いた額となることをお知らせします。

(※1) 別紙「令和2年度の公定価格の額について」（高崎市からの通知）をご覧ください。

- このお知らせは、あくまでも令和2年度の実績をお知らせするものであり、これにより追加の給付や利用者負担額（保育料）の支払等が発生するものではありません。
- 具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、しみずざか子ども園園長あて、または高崎市役所（担当：福祉部保育課（下記連絡先参照））までお問い合わせください。  
〔高崎市役所（福祉部保育課）連絡先〕  
電話：027-321-1246（課直通）、MAIL：hoiku@city.takasaki.gunma.jp